

貸与料金の算定根拠明細書

鴨川市長

リース事業者 住所  
 名称  
 代表者職・氏名

⑩

電話番号

リース先 住所  
 氏名

⑩

(団体の場合は、名称及び代表者名)

電話番号

補助事業で導入する設備については、次のとおりであることについて間違いありません。  
 また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守することを誓約します。

対象設備	リース期間 (月数)	補助金額			リース料総額 ※前払金を含む、税抜き金額		
		鴨川市補助金(a)	国の補助金(b)	合計(c) ((a)+(b))	補助金なしの場合(d)	補助金ありの場合(e)	差額(f) ((d)-(e))

(注意事項)

- 1 補助金ありの場合のリース料総額(e)又はこれをリース期間で除した月額リース料金がリース契約書で確認することができること。リース契約書によりこれを確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後若しくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料に反映させることを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結の上、提出すること。
- 2 補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(f)が、補助金額合計(c)以上であること。
- 3 鴨川市補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元されること。リース契約とは別に貸与先に支払われる形は認められない。
- 4 リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。